

令和7年度 戸沢村一般廃棄物処理実施計画

1 基本的事項

- (1) 計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 計画区域は、戸沢村全域とする。

2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) 発生量の見込み

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	計
家庭系	669t	21t	1t	34t	725t
事業系	226t	7t	29t	—	262

(2) 処理量の見込み

焼却処理	埋立処理	再資源化	計
895 t	58 t	34 t	987 t

※本計画に記載する発生量及び処理量は、最上広域市町村圏事務組合ごみ処理施設で処理する廃棄物であり、集団資源回収やイベント回収、役場窓口の小型家電等の回収分は含んでいない。

3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

戸沢村一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)に掲げる基本目標の実現を目指し、村民、事業者及び行政それぞれが、ごみを減らし(リデュース)、使えるものは繰り返し使い(リユース)、ごみになったら再び資源として利用(リサイクル)するという「3R」の取り組みを基本として、ごみの減量及び資源化を推進する。

その方策としては以下のとおりである。

(1) 普及啓発の推進

- ①ごみの適正処理の推進を図るため、村ホームページ、広報誌及びチラシ等を活用した効果的な情報提供に努める。
- ②ごみ収集カレンダーやごみの分け方と出し方等を全戸配布し、適正な分別排出の徹底を図る。
- ③新庄最上定住自立圏形成ごみ減量化対策推進協議会で作成した「事業系廃棄物処理ガイドライン」を活用し、事業系ごみの分別・減量化・適正排出について周知する。

(2) ごみ減量化・再資源化の推進

- ①ごみの総量の9割を占める可燃ごみについて、紙類、食品トレー、古着、インクカートリッジ等資源化できるごみの一層の分別収集を図る。また、生ごみの水切りの徹底を図り減量化に努める。
- ②マイバックやマイボトルを積極的に活用し、使い捨て商品に使用されるプラスチックの削減に努める。
- ③使用済み小型電子機器等の再資源化を促進するため、使用済み小型家電回収を実施する。(イベント回収及び役場窓口における拠点回収)

④地域における集団資源回収の促進を図るため、実施団体に対し回収量に応じた奨励金を交付する。

⑤生ごみの減量化・たい肥化を図るため、生ごみ処理器(コンポスター)等の購入について補助する。

(3) ごみ適正処理の推進

①衛生組合と連携して、適正なごみステーションの管理運営を図る。

②ごみの分別ルールについて、住民にとって分かりやすいものとなるよう、随時見直しを行う。

③危険性を有するもの(農薬、薬品、バッテリー等)、引火性を有するもの(ガスボンベ、廃油、塗料等)、その他村が処理困難なもの(タイヤ、消火器、農業用機械等)は、排出者が専門の業者等に処理を依頼することが原則であるため、周知徹底と指導に努める。

④違法な不用品回収業者を利用しないよう啓発する。

⑤野焼きや不法投棄による不適切な処理が行われないよう適正処理の周知徹底を図るとともに、通報等で発生を確認した場合は、警察等と連携を密にしながら、厳しく対応する。

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

分別区分	ごみの種類
可燃ごみ	紙、生ごみ、小枝・枝切れ類、布類、皮革類、ビニール・プラスチック類、ナイロン類
不燃ごみ	ガラス類、せとのもの、金属類、小型家電製品、ライター、乾電池類
資源ごみ	ビン、缶、ペットボトル、紙パック、食品トレー
粗大ごみ	電化製品、家具類、寝具類、自転車等の指定ごみ袋に入らない大きさのもの

5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

① 家庭系廃棄物

区 分		収集形態	収集回数	収集体制
可燃ごみ		ステーション方式	2 回/週	委託（2 社） 4 t パッカー車 2 台 2 t トラック 1 台 軽トラック 1 台
不燃ごみ			1 回/月	委託（2 社） 4 t パッカー車 2 台 4 t ダンプ 1 台 2 t トラック 1 台 軽トラック 1 台
資源ごみ	びん		2 回/月	委託（2 社）
	ペットボトル		2 回/月	4 t トラック 1 台
	缶		2 回/月	4 t ダンプ 1 台
	食品トレー		1 回/月	2 t トラック 3 台
	紙パック		2 回/月	軽トラック 1 台

粗大ごみ	戸別収集	3 回/年	委託（2 社） 4 t トラック 1 台 2 t トラック 1 台 軽トラック 1 台
------	------	-------	--

② 事業系廃棄物

区 分	収集体制
可燃ごみ	直接搬入または許可業者（6 社） パッカー車 7 台
不燃ごみ	キャブオーバー 6 台
粗大ごみ	ダンプ 7 台 その他 6 台

(2) 中間処理計画

分別区分	処理方法
可燃ごみ	焼却処理
不燃ごみ	選別処理
資源ごみ	選別処理
粗大ごみ	選別処理

(3) 最終処分計画

埋立対象物	処分方法
焼却灰等	埋立処分（サンドイッチ方式）
不燃ごみ	埋立処分（サンドイッチ方式）
粗大ごみ	埋立処分（サンドイッチ方式）

6 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

最上広域市町村圏事務組合が中間処理施設及び最終処分場の管理運営を行っていることから、最上広域市町村圏事務組合の処理施設の整備計画によるものとする。

中間処理施設の概要
可燃ごみ処理 処 理 主 体 : 最上広域市町村圏事務組合 施 設 名 : エコプラザもがみ 所 在 地 : 最上郡鮭川村大字川口字泉川前山 2 7 5 6 番地 2 7 焼却炉形式 : 全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式） 処 理 能 力 : 90 t / 日（45 t / 24 h × 2 炉）

不燃ごみ・資源ごみ処理施設	
処 理 主 体	: 最上広域市町村圏事務組合
施 設 名	: リサイクルプラザもがみ
所 在 地	: 最上郡舟形町富田字檜原沢 3 4 7 1 番地 3 1
処 理 方 式	: 破碎選・手選別
処 理 能 力	: 42 t /5 h
最終処分場の概要	
不燃ごみ埋立処分施設	
処 理 主 体	: 最上広域市町村圏事務組合
施 設 名	: リサイクルプラザもがみ
所 在 地	: 最上郡舟形町富田字檜原沢 3 4 7 1 番地 3 1
処 分 方 式	: サンドイッチ方式
処 理 能 力	: 埋立面積 21,200 m ² 埋立容量 197,000 m ³

7 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事項

(1) 発生量及び処理量の見込み

区 分	し 尿	浄化槽汚泥	計
発 生 量	346 kℓ	1,004 kℓ	1,350 kℓ
処 理 量	346 kℓ	1,004 kℓ	1,350 kℓ

(2) 処理計画に関する事項

①収集運搬計画

区 分	収集形態	収集回数	収集体制
し尿	各戸回収方式	随時	許可業者（1社） バキューム車 3,600ℓ 1台 バキューム車 3,700ℓ 1台
浄化槽	各戸回収方式	随時	

②中間処理計画

区 分	処理方法	中間処理施設の概要
し尿	し尿処理施設	処理主体：最上広域市町村圏事務組合 施 設 名：もがみクリーンセンター 処理方式：膜分離高負荷生物脱窒素処理方式 ＋高度処理（凝集膜・活性炭） 処理能力：79 kℓ/日
浄化槽	し尿処理施設	

③最終処分計画

区 分	処分方法	最終処分場の概要
し尿処理後の 残渣	埋立処分 (サンドイッチ方式)	処理主体：最上広域市町村圏事務組合 施 設 名：リサイクルプラザもがみ 処理能力：埋立面積 21,200 m ² 埋立容量 197,000 m ³